省令

○財務省令第五十一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）第六条第一項の規定に基づき、日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十八日

財務大臣　鈴木　俊一

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十五条の二　第十四条、第十四条の二第一項、前条、第十九条第一項、第十九条の三第一項及び第三十九条第四項の場合において、代理店が行う領収済通知書に添付する集計表の作成及び領収済通知書の歳入徴収官又は分任歳入徴収官への送付の事務並びに領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務については、日本銀行があらかじめ財務大臣の承認を受けた特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。	**第十五条の二**　第十四条、第十四条の二第一項及び前条の場合において、代理店が行う領収済通知書に添付する集計表の作成及び領収済通知書の歳入徴収官又は分任歳入徴収官への送付の事務並びに領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務については、日本銀行があらかじめ財務大臣の承認を受けた特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。
第二十三条　［略］ ②　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。ただし、手形交換所において提示を受けた場合は、手形交換所の規則に従い、これを提示した者に返付しなければならない。	**第二十三条**　［同上］ ②　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。
第三十五条の四の二　前二条、第三十五条の十三、第三十五条の十四第一項及び第三十五条の十五第一項の場合において、代理店が行う領収済通知書及び国税収納金整理資金組入済通知書に添付する集計表の作成並びに領収済通知書、徴収義務者の提出した計算書及び国税収納金整理資金組入済通知書の国税収納命令官又は分任国税収納命令官への送付の事務については、第十五条の二に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。	**第三十五条の四の二**　前二条の場合において、代理店が行う領収済通知書に添付する集計表の作成並びに領収済通知書及び徴収義務者の提出した計算書の国税収納命令官又は分任国税収納命令官への送付の事務については、第十五条の二に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。
第三十五条の六　［略］ ②　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。ただし、手形交換所において提示を受けた場合は、手形交換所の規則に従い、これを提示した者に返付しなければならない。	**第三十五条の六**　［同上］ ②　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部改正）

第二条　日本銀行の公庫預託金取扱規程（昭和二十五年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十一条の五　［略］ 2　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。ただし、手形交換所において提示を受けた場合は、手形交換所の規則に従い、これを提示した者に返付しなければならない。	**第二十一条の五**　［同上］ 2　前項の小切手が振出日付後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本銀行特別調達資金出納取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資金会計官等の振り出した小切手の取扱）	（資金会計官等の振り出した小切手の取扱）
第五条　［略］ 2　日本銀行は、前項の小切手がその振出日付から一年を経過したものであるときは、その支払をすることができない。この場合	**第五条**　［同上］ 2　日本銀行は、前項の小切手がその振出日付から一年を経過したものであるときは、その支払をすることができない。この場合